

# 環境科学研究所統合、独法化 12月19日 本会議討論

次に、環境科学研究所の廃止条例に関する議案についてであります。

環境科学研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため設置している機関であり、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行っている施設です。

これまでは、その役割を十分に果たしてきたところですが、近年、国際的に人や物の大量かつ短時間での移動が可能となってきた中で、大規模な食中毒事案や新たな感染症など、広域的な健康危機事象がいつ発生してもおかしくない状況にあり、これまでの体制では十分な対応ができないおそれが生じてきているところであります。

過去を振り返っても、O157による大規模集団食中毒事件や、雪印集団食中毒事件、また、中国産冷凍餃子を原因とした薬物中毒事件、ならびに福島県の原因事故に伴う食品中の放射性物質への対応など、食品に関する健康危機事象が発生していることは皆様もご承知のこと存じます。

感染症の事例においても新型インフルエンザなどの健康危機事象が思い出されるところであります。

さらに本年夏に、我が国において1940年代前半に流行し、その後発生が確認されていなかったデング熱の国内感染症例が確認されるという事態が生じていることもあわせて指摘をさせて頂きたい事例であります。

また、世界においても本年3月以降、西アフリカを中心にエボラ出血熱の流行が続き、欧米では二次感染も確認されております。

このような状況において、公衆衛生の科学的かつ技術的中核を担う地方衛生研究所の役割は益々重要になってきており、より一層の機能強化を図る必要があると考えられます。

そのためには、環境科学研究所を大阪府の地方衛生研究所である大阪府立公衆衛生研究所と統合し、地方独立行政法人化することが最善の策であると考えられます。

これら二つの研究所が統合することにより、そのスケールメリットを生かし健康危機事象発生時に初動体制を今以上に充実させることが可能になり、また地方独立行政法人化することで、社会状況に応じた効果的・効率的な検査研究体制を迅速に構築することが可能になります。

このような研究所の機能強化を図ることは、市民の健康を守ることに直結するものであり、統合・地方独立行政法人化を実現させることが行政の責務だと強く考えております。

以上、私からの賛成の討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。